

主催：(一社)佐賀県建築士事務所協会

建築士事務所の開設者とその業務に関して請求することのできる報酬の基準が改正されました。

国土交通省では、近年の建築物の設計・工事監理の多様化・複雑化、建築主等からの設計等の業務に対する要求水準の高まりなど建築士事務所の業務環境に大きな変化が生じてきていることから、業務報酬基準告示の見直しを行い、今般、平成31年国土交通省告示第98号として公布・施行されました。

新しい業務報酬基準では、略算方法に用いる略算表の刷新、設計等業務の難易度の反映、標準業務内容の明確化などを行っています。

建築物の設計・工事監理が適切に行われるためには、業務に応じた適切な報酬を得ることが重要です。

本講習会は、新しい業務報酬基準の考え方を正しく理解し、広く周知を図るために開催いたしますので、この機会にぜひご受講ください。



## 受講対象者

建築士、建築士事務所の開設者、  
その他建築関係従事者、建築主など

1. 平成31年1月施行の改正業務報酬基準の解説
2. 国土交通省によるDVD解説
3. 建築CPD情報提供制度の認定プログラム(予定)



## 開催日時

定員35名

日時：3月16日(土) 14:00~15:40 (受付13:30~)

開催場所：佐賀県建設会館3階 大会議室



## 受講料

2,000円 (同事業所2人目から1,000円)

※受講者にはテキストを無料で配布します。

◆振込先 佐賀銀行 県庁支店 普通預金 1507947  
口座名義 いっばんしやだんほうじん さがけんけんちくしじむしょきょうかい かいちょう ひらの なおと 一般社団法人 佐賀県建築士事務所協会 会長 平野 直人

◆その他 受講券は発行いたしません。

受講料をお振込みいただき、受講申込書と受講料振込領収証(写し)をFAX頂く事により申込受付とさせていただきます。

◆ご欠席の場合、受講料の払戻しは致しません。

◆申込方法 受講料お支払後、領収証と申込書を一緒にFAXでお送り下さい。

※払込手数料は、各自ご負担でお願いします。

お問合せ先

一般社団法人 佐賀県建築士事務所協会 TEL (0952)22-3541 FAX (0952)22-3668  
Email [skkj41@poem.ocn.ne.jp](mailto:skkj41@poem.ocn.ne.jp) URL <http://sagakjk.com>

佐賀県建築士事務所協会 FAX 0952-22-3668

締め切り 3月12日(火) まで

①受講申込書

②受講料振込領収証 (写し)

① と ② を一緒にFAXして下さい

**【 受講申込書 】** この用紙に同社3名迄記入可能

2019年3月16日(土) 改正業務報酬基準講習会

勤務先 (連絡先)		
住所 TEL	〒  TEL : FAX :	
		受講料
参加者氏名 (ふりがな)		2,000円
参加者氏名 (ふりがな)		1,000円
参加者氏名 (ふりがな)		1,000円
テキストは、無料配布いたします。		
合計	合計	円
お振込名をお書きください→		

\* 受講申込書兼受講券に関する個人情報の取扱いについて

本講習会の申込みにあたり収集した個人情報は、今後の研修情報の提供などに 使用させていただくほかは、第三者に提供・開示することはありません。